

国民健康保険運営協議会協議事項

日時 令和2年12月8日（火）
午後4時30分～

会場 301・302会議室（市役所3階）

国民健康保険運営協議会日程

1. 開 会

2. 市 長 挨 拶

3. 会 長 挨 拶

4. 議事録署名委員の選任

5. 協 議

協議事項 令和3年度 国民健康保険税率について

6. そ の 他

令和3年度国民健康保険税率について

1. 令和3年度国保事業費納付金の試算結果について

市町村は国民健康保険事業に要する費用に充てるため、国保事業費納付金を北海道に納付します。また、北海道は市町村の国保運営に必要な標準的な保険税率を算定します。

北海道は令和3年度の国保事業費納付金と標準保険税率の仮係数による試算を行い、11月13日に結果が通知されました。

※納付金は、北海道が1月に行う確定係数を基にした本算定で確定します。

(1) 国保事業費納付金の試算結果

区分 \ 納付金額	R2年度納付金 (一般分)	R3年度納付金 (概算額)	前年度対比
医療分	1,205,946,000 円	1,191,190,579 円	-14,755,421 円
後期高齢者支援金分	341,116,000 円	337,835,151 円	-3,280,849 円
介護分	93,245,000 円	86,621,295 円	-6,623,705 円
合計	1,640,307,000 円	1,615,647,025 円	-24,659,975 円

恵庭市が北海道へ納付する令和3年度国保事業費納付金は、一般被保険者分として「約16億1,565万円」と試算されました(今年度と比較して約2,466万円の減額)。

すべての区分において減額となった要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えが続いていることから、北海道全体の医療費は減少傾向であり、今後も一定程度の医療費減少が見込まれることから、北海道全体の保険給付費総額及び一人あたり医療費が減少すると試算されたため、当市の納付金においても減額となりました。

(2) 標準保険税率の試算結果

		現行税率	標準保険税率	現行税率との差	標準保険税率 (市町村算定方式)	現行税率との差
医療分	所得割	9.38%	8.56%	-0.82%	9.43%	0.05%
	均等割	26,800 円	27,741 円	941 円	26,533 円	-267 円
	平等割	25,900 円	29,262 円	3,362 円	26,119 円	219 円
後期高齢者支援金分	所得割	2.95%	2.53%	-0.42%	2.84%	-0.11%
	均等割	8,600 円	8,383 円	-217 円	8,150 円	-450 円
	平等割	8,100 円	8,843 円	743 円	7,815 円	-285 円
介護分	所得割	2.35%	1.80%	-0.55%	2.11%	-0.24%
	均等割	9,100 円	8,187 円	-913 円	8,246 円	-854 円
	平等割	5,600 円	6,378 円	778 円	5,025 円	-575 円
応能割・応益割		48:52	44:56		48:52	

※標準保険税率…国と道で決定した応能・応益割比率(恵庭市は44:56)に基づいて算定

※標準保険税率(市町村算定方式)…現行恵庭市の応能・応益割比率(48:52)に基づいて算定

2. 令和3年度国民健康保険税率改正について

現行税率と標準保険税率を基に令和3年度国保税の賦課総額の試算結果を比較したところ、約2,160万円の増額が見込まれました。新型コロナウイルス感染症の影響により失業・休業等による世帯所得の減少や経済回復により国保脱退者の増加等、次年度においては不確定な要素が多数あるものの、現行税率を据え置くことで国保事業費納付金を納付するために必要な税収は確保できるものと考えます。

(1) 令和3年度賦課総額の推計

	現行税率	標準保険税率 (市町村算定方式)	標準保険税率との差
医療分	1,025,265,114 円	1,025,972,340 円	-707,226 円
後期高齢者支援金分	323,889,399 円	310,154,997 円	13,734,402 円
介護分	87,089,895 円	78,522,702 円	8,567,193 円
合計	1,436,244,409 円	1,414,650,039 円	21,594,370 円

3. 保険税課税限度額の改定案について

課税限度額は国の定める法定課税限度額の範囲内で市町村が決定することとなっています。令和2年3月31日に地方税法施行令が改正され、令和2年度からの法定課税限度額は、医療分が2万円、介護分が1万円引き上げられました。恵庭市では、国の1年遅れで改定をしており、令和3年度において、課税限度額を改定をするものです。

(1) 改定の影響(令和2年10月時点のデータから推計)

医療分	R2限度額	R3限度額	差(R3-R2)
課税限度額	61 万円	63 万円	2 万円
限度額超過世帯数	127 世帯	131 世帯	4 世帯

介護分	R2限度額	R3限度額	差(R3-R2)
課税限度額	16 万円	17 万円	1 万円
限度額超過世帯数	58 世帯	58 世帯	0 世帯

※後期高齢者支援金分の限度額は19万円で変更なし

(2) 改定により見込まれる課税増加額(令和2年10月時点のデータから推計)

医療分	2,620,000 円
介護分	580,000 円

(3) 課税限度額を超過する所得の目安

医療分	R2限度額(61万円)	R3限度額(63万円)
1人世帯	6,270,000 円	6,480,000 円
2人世帯	5,980,000 円	6,190,000 円
3人世帯	5,690,000 円	5,910,000 円

介護分	R2限度額(16万円)	R3限度額(17万円)
1人世帯	6,510,000 円	6,930,000 円
2人世帯	6,120,000 円	6,550,000 円
3人世帯	5,730,000 円	6,160,000 円

※R2年度の保険税率で算出した場合に限度額を超過する所得額